

令和7年4月18日
総務課

職員の懲戒処分について

外ヶ浜町長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

【職員親睦会費の私的流用】

1 被処分者

役職：班長

年齢：40代

2 処分内容

停職 6か月

(根拠法令：地方公務員法第29条第1項第3号)

3 処分年月日

令和7年4月17日

4 発生年月日

平成31年4月から令和7年1月までの間

5 処分に係る事案の内容

平成31年4月から令和7年1月までの間に、職員親睦会の通帳を不正に管理し、約243万円を生活費や借金の返済などに私的に流用していた。(全額弁済済)

6 管理監督者責任

公務外の非違行為のため該当者なし

令和7年4月17日付け職員の懲戒処分にかかる町長コメント

職員の綱紀粛正及び服務規律の遵守については、これまで繰り返し注意喚起してきたところですが、このたび、職員の公務外の非違行為による懲戒事案が発生したことは、町政に対する不信を招く結果となり、心よりお詫び申し上げます。

今後は、再びこのような事案が発生しないよう、これまで以上に全職員が綱紀の粛正と服務規律の遵守に対して、自覚と責任を持ち、町政に対する町民の皆様の信頼を一日でも早く回復できるよう、全力で取り組んでまいります。

令和7年4月18日

外ヶ浜町長 山崎 結子

令和7年4月18日

今回の事案を踏まえた再発防止対策について

1. 服務規律・倫理意識の向上

(1) 服務規律・倫理意識の徹底

今回の不祥事を教訓とし、職員に対して服務に関する規程の遵守の徹底について繰り返し指導

○具体的には、庁議での周知や仕事始め・仕事納めでの訓示など機会がある毎に注意喚起

(2) 内部通報制度の周知徹底

不祥事抑止にも効果のある内部通報制度の周知徹底を図り、不祥事を生まない仕組みづくりの周知徹底

2. 組織体制の強化

(1) 管理体制の強化

町が事務局を務める関係団体の会計事務については、帳簿を整備し、年一回の監査等を確実に行う

○親睦会などの任意団体についても年一回の監査又は入出金の際に複数職員で確認を行うなどの取組を実施

(2) 人事施策の調整

長期間同一の職員に担当させる事がないよう、人事異動や事務分担で必要な調整の実施

○人事異動があった際には通帳等を速やかに後任へ引き継ぐことも当然のこととして徹底

3. 親睦会費の取扱方針

多額の繰越金が発生していたことも要因の一つと考えられるため、年度毎に精算することを基本的な方針とする

なお、茶菓の購入のため少額（1万円程度）な繰越しや年度開始早々の支払対応のための繰越しは可とする